

福 監 第 231 号
平成 27 年 9 月 29 日

各社会福祉法人代表者様

枚方市福祉部長

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について（通知）

日頃より、本市福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省より下記文書により通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適
正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。
なお、当該通知及び関係資料につきましては、枚方市福祉指導監査課のホームページに登
載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書

- (1) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について
(平成 27 年 8 月 5 日雇児発 0805 第 1 号、社援発 0805 第 4 号、老発 0805 第 22 号 厚生労働
省 3 局長連名通知)
- (2) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について
(平成 27 年 8 月 5 日雇児発 0805 第 4 号、社援発 0805 第 7 号、老発 0805 第 25 号 厚生労働
省 3 局長連名通知)

2 主な改正内容

○社会福祉法人が小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園を営む場合における資産の所有
等についての特例を定める。
○評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連
携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業等を追加する。また、これらの事業と併
せて行う事業に病児保育事業及び利用者支援事業を追加する。
なお、現在国会で審議中の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」においては、平成 29 年
度から全ての社会福祉法人に評議員会の設置を義務付けることが盛り込まれておりますので、
ご留意いただきますようお願いいたします。

3 通知文書及び関係資料掲載HPアドレス

枚方市福祉指導監査課ホームページ【社会福祉法人等への通知等】
<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉部福祉指導監査課 TEL 072-841-1467 (直通) FAX 072-841-1322 (直通) E-mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp
--